

個人情報保護規定

(目的)

第1条 この規定は、医療法人社団布留クリニック（以下「当法人」とする）が入手した患者およびその他関係者の個人情報の取り扱いに関する規定である。当法人職員は、この規定に従って個人情報を取り扱うものとする。

(定義)

第2条 この規定において、「個人情報」とは、「診療録（カルテ）」をはじめとした諸記録、「診察申込」や「健康保険被保険者証」等、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしきは電磁的記録に記載され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項により特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人識別符号が含まれるもの

(利用目的)

第3条 個人情報は、下記の目的に沿った範囲内について、業務上必要な範囲に限り利用し、下記の目的以外に利用してはならない。

(1) 患者への医療の提供に必要な利用目的

①当法人が行う患者に提供する医療・介護サービス・医療法第42条第4項に定める運動療法施設（布留メディカルフィットネス）

②当法人が行う医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する審査支払機関への保険請求業務（レセプトの提出、支払機関または保険者からの照会への回答）

③当法人が行う患者に係る管理運営業務のうち、「会計、経理」「医療過誤、医療事故の報告」「当該患者のサービス向上」等

④他の医療機関等（病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、歯科技工所等）との連携

⑤他の医療機関等からの照会への回答

⑥患者の診療等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合

⑦検体検査業務の委託

⑧家族等への病状説明

⑨その他、患者への医療提供に関する利用

⑩成人健診、老人健診等のご案内

⑪診療体制の変更等患者の診療に関するご案内

⑫事業者等からの委託による健康診断等の事業者等への結果通知

⑬医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社、弁護士等への相談または届出等

(2) 上記以外で医療機関として必要な利用目的

①当法人が行う管理運営業務のうち、「医療・介護サービスや業務の維持改善のための基礎資料」「医療機関等の内部において行われる学生の実習への協力」「医療機関等の内部において行われる症例研究」

②医療機関の管理運営業務のうち、「外部監査機関への情報提供」

③その他、当法人の管理運営業務に関する利用

(3) 上記の利用目的については、患者から特に申し出がない場合は、上記の利用目的について同意が得られたものとして取り扱うことができる。

(4) ただし、患者から「同意しがたいものがある」「個人情報の利用にあたってあらかじめ個別に同意を求めてほしい」等の要望があった場合は、その要望に基づいて、個人情報を取り扱うこととする。なお、この申し出は、文書によらなければならない。

申し出については、診療録に記載することにより誤りがないように取り扱う。診療録以外の個人情報の取り扱いについては、必ず診療録を確認することによって行う。

(5) そうした申し出があった後に、当該患者から同意や保留の変更について文書を付して申し出があれば、申し出に従って変更を行う。

(安全措置)

第4条 個人情報保護にかわる組織的対応について

(1) 個人情報保護委員会を設置し、個人情報の保護の推進を図る。

①個人情報保護委員会は、医師・看護師・医療事務員から医院を構成し、「個人情報の取り扱い規定」や「個人情報の保護に関する方針」を当法人何での追行状況及び見直し等を行う。

②個人情報保護委員会の委員長は院長が務め、個人情報管理責任者を兼ねる。

(2) ケースワーカー等を苦情・相談窓口の担当者とする。ケースワーカー等は、苦情等があった場合は、院長に報告し対応を図る。また、個人情報保護委員会に参加する。

(3) 第三者への情報提供の可否については、専門部会で討議、決定する。

第5条 雇用契約や就業規則において、就業中はもとより離職後も含めた守秘義務を課す。

第6条 当法人室内に職員がいない場合は、必ずカギと防犯ロックをかけ、盗難等の予防策を講じる。

第7条 「IDやパスワードによる認証等アクセス管理」「アクセス記録の保存」「ファイアーウォールの設置」等、個人情報保管物への学術的安全対策処置を講ずる。

第8条 個人データが消失しないように留意するとともに、本人の照会に対応できるように検索可能な状態で保存する。

第9条 不要となった個人データの廃棄、消去にあたっては、焼却や溶解等復元不可能な形にして廃棄する。

(職員教育)

第10条 個人情報保護に関する研修を年1回以上行くとともに、全職員に、「個人情報の

取り扱い規定」の周知を図る。

(業務委託)

第11条 業務委託を行う場合は、委託契約において、当法人が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み、委託先の業務とする。

- (1) 委託先が再委託を行っている場合は、再委託先の業者が個人情報を適切に扱っていることが確認できるよう契約において配慮する。
- (2) 契約に盛り込んだ安全管理措置が適切に行われていることを定期的に確認する。

(診療録の開示等の取り扱い)

第12条 診療録等の開示請求が患者本人からあった場合は、下記の手続きをへて開示する。

- (1) 個人情報開示請求の窓口及び苦情・相談窓口を受付窓口とする。
- (2) 請求先本人であることが証明できるもの（免許証、被保険者証等）を添えて、文書により開示する資料を特定して請求を行っていただく。本人でない場合は、原則として開示しない。ただし、死亡した患者の家族が家族であることを証明できる資料を添えて申し出た場合や、患者に判断能力がない場合であって、患者の家族が家族であることを証明できる資料を添えて申し出た場合は開示する。
- (3) 開示することで次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
 - ①本人または第3者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合、患者と、家族や関係者の人間関係が悪化する等、これらの者の利益を害する恐れがある場合。患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合。
 - ②当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合。
 - ③他の法令に違反することとなる場合。
- (4) 開示にあたっては、必要に応じて職員が説明する場合がある。コピーをとる場合は、1ページにつき100円の手数料を徴収する。
- (5) 開示した診療録等の内容については、電話等での問い合わせにはこたえられない。

(第三者提供の取り扱い)

第13条 患者本人以外に情報を提供する場合は、あらかじめ患者本人の同意を得ることを原則とする。ただし、次にあげる公的機関からの開示要求については、本人の同意を得ずに情報の提供を行う場合がある。なお、その場合、「身分証明書」の提示と、「開示要求を求める文書」の提出を求める。また、情報提供の可否については、院長が判断する。

- (1) 医療法25条、63条、薬機法69条、検査技師法20条の5等、健康保険法60条、78条、94条、社会保険診療報酬支払基金法18条、医療観察法90条、101条、108条、統計法13条、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する用例37条に基づ

き、報告徴収、立ち入り検査等に応じることが義務付けられているもの

(2) 健康保険法76条、療担規則16条の2等、老人療担19条の4、療担規則19条の4等、療担規則10条、薬担規則7条等、母体保護法25条、感染症予防法12条、薬機法68条の22の4、薬機法68条の2の2、薬機法68条の10の2、薬機法68条の5の2、薬機法80条の2の6、薬剤師法24条、薬剤師法25条の2、麻薬及び向精神薬取締法58条の2、児童虐待防止法6条、児童福祉法25条、医療観察法25条、医療観察法37条等、医療観察法99条、医療観察法110条、111条、精神保健福祉法38条の2、生活保護法50条、指定医療機関医療担当規程7条、10条、がん登録推進法6条、44条等、感染症患者の都道府県知事への届出、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通知、刑事訴訟法218条、地方税法72条の63に基づき、行うことが義務付けられているもの及び配偶者暴力防止法6条に基づく通報

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、頻人の同意を得ることが困難な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令に定める事務を追行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の追行に支障を及ぼす恐れがあるとき

第14条 本規程第3条の利用目的以外で、個人データの第三者に提供、あるいは第三者から提供を受けたときは、以下の事項を確認し、記録したうえ、保管する。

＜第三者に提供した時＞

- ・本人同意を得ている旨
- ・第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定できる事項
- ・個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項
- ・個人データの項目

＜第三者から提供を受けたとき＞

- ・本人同意を得ている旨
- ・第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・第三者による当該個人データの取得の経緯
- ・個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項
- ・個人データの項目

第15条 本規程の改廃は、院長が行う。

付則 本規程は、2017年3月31日より効力を有する。

滋賀県甲賀市甲南町寺庄1098番地
医療法人社団布留クリニック